

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道亀田郡七飯町北海道山越郡長万部町間ほか184区間の新設に関する整備計画の一部変更及び中央自動車道富士吉田線の上野原市大月市間ほか3区間の改築に関する整備計画の新旧対照

平成18年2月

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道亀田郡七飯町北海道山越郡長万部町間の新設に関する整備

計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

道 名	市 町 村 名
北海道	亀田郡七飯町 茅部郡森町 二海郡八雲町 山越郡長万部町

2. 車線数

車線数は、全区間 4 車線とする。

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間 100 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
北海道亀田郡七飯町	一般国道 5 号及び道道上磯峠下線

北海道茅部郡森町	道道大沼インター線
北海道茅部郡森町	道道森インター線
北海道二世郡八雲町	道道落部インター線
北海道二世郡八雲町	一般国道277号
北海道山越郡長万部町	一般国道230号

5. 工事に要する費用の概算額

(新) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
北海道亀田郡七飯町から 同道茅部郡森町赤井川まで	約 910億円
北海道茅部郡森町赤井川から 同道山越郡長万部町まで	約1,550億円

(旧) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約2,710億円とする。

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道山越郡長万部町北海道虻田郡虻田町間の新設に関する整備

計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

道 名	市 町 村 名
北海道	山越郡長万部町 寿都郡黒松内町 虻田郡豊浦町 同郡虻田町

2. 車線数

車線数は、全区間 4 車線とする。

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間 80 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
北海道山越郡長万部町	一般国道 5 号

北海道寿都郡黒松内町	一般国道 5 号
北海道虻田郡豊浦町	一般国道 3 7 号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,060\text{億円}}{\text{約}1,070\text{億円}}$ とする。

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道虻田郡虻
田町登別市間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

道 名	市 町 村 名
北海道	虻田郡虻田町 伊達市 室蘭市 登別市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
北海道虻田郡虻田町	一般国道230号

伊達市	道道伊達インター線
室蘭市	道道室蘭環状線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約950億円
約960億円
とする。

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道上川郡鷹
 栖町士別市間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
 旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

道 名	市 町 村 名
北海道	上川郡鷹栖町 旭川市 同郡比布町 同郡和寒町 同郡剣淵町

2. 車線数

車線数は、全区間 4 車線とする。

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、
 交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間 100 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
旭川市	道道旭川北インター線
北海道上川郡比布町	一般国道450号
北海道上川郡和寒町	一般国道40号
士別市及び上川郡剣淵町	道道士別インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約720億円}}{\text{約750億円}}$ とする。

北海道縦貫自動車道函館名寄線の士別市名寄市間
 の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

道 名	市 町 村 名
北海道	士別市 上川郡剣淵町 同郡風連町 名寄市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
 交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
名寄市	一般国道40号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約300億円}}{\text{約370億円}}$ とする。

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道余市郡
余市町小樽市間の新設に関する整備計画 新旧対
照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

道 名	市 町 村 名
北海道	余市郡余市町 小樽市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
北海道余市郡余市町	道道登余市停車場線
小樽市	道道小樽環状線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,060億円
約1,140億円
とする。

北海道横断自動車道黒松内釧路線の小樽市札幌市
西区間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

道 名	市 町 村 名
北海道	小樽市 札幌市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
小樽市	一般国道5号及び道道小樽港線
小樽市	道道小樽定山溪線
小樽市	道道銭函インター線
札幌市	市道手稲インター線
札幌市	一般国道5号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約350億円
約380億円
とする。

北海道横断自動車道黒松内釧路線の千歳市夕張市
間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

道 名	市 町 村 名
北海道	千歳市 恵庭市 勇払郡追分町 夕張郡由仁町 同郡栗山町 夕張市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度
千歳市から北海道勇払郡追分町まで	100キロメートル／時
北海道勇払郡追分町から夕張市まで	80キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
千歳市	一般国道 3 3 7 号
北海道勇払郡追分町	一般国道 2 3 4 号
夕張市	一般国道 2 7 4 号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,080\text{億円}}{\text{約}1,090\text{億円}}$ とする。

北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張市北海道
上川郡清水町間の新設に関する整備計画 新旧対
照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

道 名	市 町 村 名
北海道	夕張市 勇払郡穂別町
	同郡占冠村 空知郡南富良野町
	上川郡新得町 同郡清水町

2. 車線数

車線数は、全区間 4 車線とする。

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間 100 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
北海道勇払郡穂別町	道道穂別インター線
北海道勇払郡占冠村	道道占冠インター線
北海道勇払郡占冠村	道道夕張新得線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}2,440\text{億円}}{\text{約}2,760\text{億円}}$ とする。

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道上川郡
清水町北海道中川郡池田町間の新設に関する整備

計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

道 名	市 町 村 名
北海道	上川郡清水町 河西郡芽室町 河東郡音更町 中川郡池田町

2. 車線数

車線数は、全区間 4 車線とする。

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間 100 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
北海道上川郡清水町	一般国道 274 号

北海道河西郡芽室町	道道東瓜幕芽室線
北海道河西郡芽室町	一般国道236号
北海道河東郡音更町	一般国道241号
北海道中川郡池田町	一般国道242号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約920億円
約930億円
とする。

北海道白糠郡白糠町	一般国道 3 9 2 号
釧路市	一般国道 2 4 0 号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
北海道中川郡池田町から 同郡本別町まで	<u>約 300億円</u> 約 330億円
北海道中川郡本別町から 釧路市阿寒町まで	<u>約1,350億円</u> 約1,410億円

北海道横断自動車道黒松内釧路線の釧路市阿寒町
釧路市鶴野間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

道 名	市 町 村 名
北海道	釧路市

2. 車線数

車線数は、全区間 4 車線とする。

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間 100 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
釧路市	一般国道 38 号及び道道釧路 インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}420\text{億円}}{\text{約}440\text{億円}}$ とする。

北海道横断自動車道黒松内端野線の北海道中川郡
本別町北海道常呂郡訓子府町間の新設に関する整

備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

道 名	市 町 村 名
北海道	中川郡本別町 足寄郡足寄町 同郡陸別町 常呂郡訓子府町

2. 車線数

車線数は、全区間 4 車線とする。

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間 100 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
北海道足寄郡足寄町	一般国道 242 号

北海道足寄郡陸別町	一般国道242号
北海道常呂郡訓子府町	道道北見白糠線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
北海道中川郡本別町から 同道足寄郡足寄町まで	約 260億円
北海道足寄郡足寄町から 同道常呂郡訓子府町まで	<u>約 830億円</u> 約1,060億円

北海道横断自動車道黒松内端野線の北海道常呂郡
 訓子府町北見市間の新設に関する整備計画 新旧
 対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

道 名	市 町 村 名
北海道	常呂郡訓子府町 北見市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
 交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
北見市	一般国道39号及び市道北上西6号道路

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約240億円}}{\text{約260億円}}$ とする。

東北縦貫自動車道弘前線の東京都練馬区川口市間の
 の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

都県名	市 町 村 名
東京都	練馬区
埼玉県	和光市 戸田市 さいたま市 川口市

2. 車線数

車線数は、次表のとおりとする。

区 間	車 線 数
東京都練馬区から和光市まで	6 車線
和光市から川口市まで	4 車線

3. 設計速度

設計速度は、全区間 80 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
東京都練馬区	都道練馬所沢線

和光市	一般国道254号及び県道和光インター線
和光市	一般国道254号及び一般国道298号
戸田市	一般国道298号及び県道高速板橋戸田線
さいたま市及び川口市	一般国道298号
川口市	一般国道298号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約6,340億円
約6,360億円とする。

東北縦貫自動車道弘前線の川口市さいたま市間の
 新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
埼玉県	川口市 さいたま市

2. 車線数

車線数は、全区間6車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
川口市からさいたま市まで	80キロメートル/時
さいたま市緑区から同市岩槻区まで	120キロメートル/時

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
川口市及びさいたま市	一般国道122号及び県道高速葛飾川口線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約620億円
約630億円
とする。

東北縦貫自動車道弘前線のさいたま市仙台市間の

新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
埼玉県	さいたま市 蓮田市 南埼玉郡白岡町 久喜市 加須市 羽生市
群馬県	邑楽郡明和町 館林市 同郡板倉町
栃木県	佐野市 下都賀郡藤岡町 同郡岩舟町 栃木市 同郡都賀町 上都賀郡西方町 鹿沼市 宇都宮市 河内郡上河内町 さくら市 塩谷郡塩谷町 矢板市 那須塩原市 那須郡那須町
福島県	西白河郡西郷村 白河市 同郡泉崎村 同郡矢吹町 岩瀬郡鏡石町 須賀川市 郡山市 安達郡本宮町 同郡大玉村 二本松市

	福島市 伊達郡桑折町 同郡国見町
宮城県	白石市 刈田郡蔵王町 柴田郡村田町 名取市 仙台市

2. 車線数

車線数は、次表のとおりとする。

区 間	車 線 数
さいたま市から鹿沼市まで	6 車線
鹿沼市から仙台市まで	4 車線

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度
さいたま市から佐野市まで	1 2 0 キロメートル／時
佐野市から白石市まで	1 0 0 キロメートル／時
白石市から仙台市まで	8 0 キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。但し、表中「 | 福島県西白河郡矢吹町 | 県道矢吹小野線及び県道矢吹小野線 | 」のうち、「 | 及び県道矢吹小野線 | 」については、高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結予定施設とする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
さいたま市	一般国道16号
久喜市及び埼玉県南埼玉郡白岡町	一般国道468号
久喜市	県道大宮栗橋線
加須市	一般国道125号
館林市	一般国道354号
佐野市	一般国道50号
栃木市	県道栃木粕尾線
鹿沼市	一般国道121号
宇都宮市	一般国道119号
矢板市	一般国道4号及び県道矢板那須線

那須塩原市	一般国道400号
栃木県那須郡那須町	県道那須高原線
福島県西白河郡西郷村	一般国道4号
福島県西白河郡矢吹町	県道矢吹小野線及び県道矢吹小野線
須賀川市	県道中野須賀川線
郡山市	一般国道49号
二本松市	一般国道459号
福島市	一般国道115号
福島市	一般国道13号
白石市	一般国道4号
仙台市	一般国道286号及び県道仙台南インター線

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
羽生市	県道羽生栗橋線
那須塩原市	県道大田原高林線
郡山市	県道郡山長沼線
福島県安達郡本宮町	一般国道4号
福島県伊達郡国見町	県道白石国見線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}3,040\text{億円}}{\text{約}3,330\text{億円}}$ とする。

東北縦貫自動車道弘前線の鹿角市青森市間の新設
 に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
秋田県	鹿角市 鹿角郡小坂町
青森県	平川市 南津軽郡大鰐町 弘前市 黒石市 青森市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
鹿角市から青森県南津軽郡大鰐町まで	80キロメートル/時
青森県南津軽郡大鰐町から青森市まで	100キロメートル/時

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
鹿角市	一般国道103号
平川市	一般国道7号
弘前市	一般国道7号
黒石市	一般国道102号
青森市	一般国道7号及び一般国道101号
青森市	一般国道7号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
秋田県鹿角郡小坂町	県道大館十和田湖線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,740億円
約2,110億円とする。

19

東北縦貫自動車道八戸線の岩手県二戸郡一戸町八

新
旧

戸市間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
岩手県	二戸郡一戸町 九戸郡九戸村 同郡軽米町
青森県	八戸市 三戸郡南部町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
岩手県二戸郡一戸町	一般国道4号
岩手県九戸郡九戸村	一般国道340号
岩手県九戸郡軽米町	一般国道340号

八戸市	一般国道45号
八戸市	県道八戸環状線

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
八戸市	県道名川階上線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,110\text{億円}}{\text{約}1,120\text{億円}}$ とする。

東北縦貫自動車道八戸線の八戸市田面木八戸市市
川町間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
青森県	八戸市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
八戸市	一般国道45号
八戸市	一般国道45号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約420億円}}{\text{約450億円}}$ とする。

東北縦貫自動車道八戸線の青森市諏訪沢青森市岩
渡間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
青森県	青森市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
青森市	県道青森環状野内線及び県道青森東インター線
青森市	一般国道7号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約600億円}}{\text{約630億円}}$ とする。

東北横断自動車道釜石秋田線の遠野市綾織町遠野

市宮守町間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
岩手県	遠野市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
遠野市	県道遠野住田線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}240\text{億円}}{\text{約}250\text{億円}}$ とする。

東北横断自動車道釜石秋田線の遠野市宮守町花巻
市東和町間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
岩手県	遠野市 奥州市 花巻市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
遠野市	一般国道107号
奥州市	一般国道107号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約770億円}}{\text{約860億円}}$ とする。

東北横断自動車道釜石秋田線の花巻市東和町花巻
市西宮野目間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
岩手県	花巻市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
花巻市	県道北上東和線
花巻市	県道花巻空港インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約380億円
約410億円
とする。

東北横断自動車道釜石秋田線の横手市秋田市間の

新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
秋田県	横手市 大仙市 秋田市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、横手市から大仙市内小友までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
横手市	一般国道13号

大仙市	一般国道 1 0 5 号
大仙市	一般国道 3 4 1 号
秋田市	一般国道 1 3 号

ロ 高速自動車国道法第 1 1 条の 2 第 2 項第 2 号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
大仙市	高速自動車国道活用施設（地域情報提供施設）の通路（市道赤坂・強首線に連結）

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約 1,360 億円
約 1,370 億円
とする。

東北横断自動車道酒田線の宮城県柴田郡川崎町山
形市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
宮城県	柴田郡川崎町
山形県	山形市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約200億円
約210億円
とする。

東北横断自動車道酒田線の山形市寒河江市間の新
設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
山形県	山形市 東村山郡中山町 寒河江市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、山形市流通センターから寒河江市までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする

区間	設計速度
山形市釈迦堂から同市青野まで	80キロメートル／時
山形市青野から寒河江市まで	100キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
山形市	一般国道286号
山形市	一般国道13号
寒河江市	一般国道112号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約810億円
約820億円
とする。

東北横断自動車道酒田線の鶴岡市田麦俣鶴岡市越
 中山間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
山形県	鶴岡市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
 交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
鶴岡市	一般国道112号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約460億円}}{\text{約470億円}}$ とする。

東北横断自動車道酒田線の鶴岡市越中山酒田市間
 の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
山形県	鶴岡市 酒田市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
 交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるものの
 ほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
鶴岡市	県道余目温海線
鶴岡市	一般国道7号

酒田市	一般国道7号
-----	--------

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
酒田市	県道庄内空港立川線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約 980億円
約 1,540億円
とする。

東北横断自動車道酒田線の酒田市広野酒田市保岡
間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
山形県	酒田市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
酒田市	県道酒田八幡線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約420億円}}{\text{約450億円}}$ とする。

東北横断自動車道いわき新潟線のいわき市郡山市
間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
福島県	いわき市 田村郡小野町 田村市 同郡三春町 郡山市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
いわき市	一般国道49号
福島県田村郡小野町	一般国道349号及び県道矢吹小野線

田村市	一般国道 288 号
-----	------------

ロ 高速自動車国道法第 11 条の 2 第 2 項第 1 号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
郡山市	一般国道 288 号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}2,340\text{億円}}{\text{約}2,900\text{億円}}$ とする。

東北横断自動車道いわき新潟線の郡山市福島県耶
麻郡猪苗代町間の新設に関する整備計画 新旧対
照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
福島県	郡山市 安達郡本宮町 耶麻郡猪苗代町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
郡山市	県道中の沢熱海線
福島県耶麻郡猪苗代町	一般国道115号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,030\text{億円}}{\text{約}1,070\text{億円}}$ とする。

東北横断自動車道いわき新潟線の福島県耶麻郡猪
苗代町福島県河沼郡会津坂下町間の新設に関する
整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
福島県	耶麻郡猪苗代町 同郡磐梯町 会津若松市 大沼郡会津美里町 河沼郡会津坂下町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、会津若松市から福島県河沼郡会津坂下町までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
会津若松市	一般国道121号
福島県河沼郡会津坂下町	一般国道49号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
会津若松市	県道会津若松裏磐梯線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約970億円
約980億円とする。

東北横断自動車道いわき新潟線の福島県河沼郡会津坂下町新潟県東蒲原郡阿賀町間の新設に関する

整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
福島県	河沼郡会津坂下町 耶麻郡西会津町
新潟県	東蒲原郡阿賀町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
福島県耶麻郡西会津町	一般国道49号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,270億円
約1,280億円
とする。

東北横断自動車道いわき新潟線の新潟県東蒲原郡
阿賀町新潟市間の新設に関する整備計画 新旧対
照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
新潟県	東蒲原郡阿賀町 阿賀野市 五泉市 新潟市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
新潟県東蒲原郡阿賀町から 阿賀野市まで	80キロメートル／時
阿賀野市から新潟市まで	100キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
新潟県東蒲原郡阿賀町	県道津川インター線
阿賀野市	県道白根安田線
新潟市	県道新津停車場線
新潟市	県道新潟亀田内野線

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
新潟県東蒲原郡阿賀町	県道三川インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,940億円
約1,950億円
とする。

日本海沿岸東北自動車道の新潟市胎内市間の新設
 に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
新潟県	新潟市 北蒲原郡聖籠町 新発田市 胎内市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
 交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
新潟市	県道新潟大外環状線
新潟県北蒲原郡聖籠町	一般国道7号

胎内市	県道中条インター線
-----	-----------

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,270億円
約1,300億円
とする。

日本海沿岸東北自動車道の胎内市新潟県岩船郡朝
日村間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
新潟県	胎内市 岩船郡荒川町 同郡神林村 村上市 同郡朝日村

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
新潟県岩船郡荒川町	一般国道113号
新潟県岩船郡神林村	県道岩船港線

新潟県岩船郡朝日村

県道小揚猿沢線

5. 工事に要する費用の概算額

(新) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
胎内市から 新潟県岩船郡荒川町まで	約310億円
新潟県岩船郡荒川町から 同郡朝日村まで	約750億円

(旧) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,340億円とする。

日本海沿岸東北自動車道の鶴岡市大岩川鶴岡市山
田間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
山形県	鶴岡市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
鶴岡市	県道温海川木野俣大岩川線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,120\text{億円}}{\text{約}620\text{億円}}$ とする。

日本海沿岸東北自動車道の由利本荘市二十六木由
利本荘市岩城内道川間の新設に関する整備計画

新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
秋田県	由利本荘市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
由利本荘市	一般国道7号及び一般国道107号

由利本荘市	一般国道105号
-------	----------

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約890億円
約950億円
とする。

日本海沿岸東北自動車道の由利本荘市岩城内道川

秋田市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
秋田県	由利本荘市 秋田市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
由利本荘市	県道雄和岩城線
秋田市	県道秋田御所野雄和線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約590億円
約620億円
とする。

日本海沿岸東北自動車道の潟上市秋田県山本郡琴
 丘町間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
秋田県	潟上市 南秋田郡井川町 同郡五城目町 同郡八郎潟町 山本郡琴丘町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
秋田市及び潟上市	一般国道7号

秋田県南秋田郡五城目町	県道秋田八郎潟線
秋田県山本郡琴丘町	一般国道7号及び県道琴丘上小阿仁線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約540億円
約560億円
とする。

日本海沿岸東北自動車道の大館市秋田県鹿角郡小
坂町間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
秋田県	大館市 鹿角郡小坂町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
大館市	一般国道7号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約710億円}}{\text{約420億円}}$ とする。

東北中央自動車道相馬尾花沢線の福島市米沢市間
の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
福島県	福島市
山形県	米沢市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
米沢市	一般国道13号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
福島市	県道上名倉飯坂伊達線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,550億円
約1,680億円とする。

東北中央自動車道相馬尾花沢線の米沢市万世町米
沢市窪田町間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
山形県	米沢市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
米沢市	一般国道13号及び一般国道121号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約330億円
約400億円とする。

東北中央自動車道相馬尾花沢線の山形県東置賜郡
高畠町上山市間の新設に関する整備計画 新旧対
照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
山形県	東置賜郡高畠町 南陽市 上山市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
山形県東置賜郡高畠町	一般国道13号及び一般国道113号
上山市	一般国道13号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,080\text{億円}}{\text{約}1,150\text{億円}}$ とする。

東北中央自動車道相馬尾花沢線の上山市東根市間
の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
山形県	上山市 山形市 天童市 東根市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
山形市	一般国道13号
山形市	県道山形朝日線
天童市	県道天童大江線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,260億円
約1,280億円
とする。

東北中央自動車道相馬尾花沢線の東根市尾花沢市
間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
山形県	東根市 村山市 北村山郡大石田町 尾花沢市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
村山市	県道寒河江村山線
尾花沢市	一般国道13号及び一般国道 347号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約750億円}}{\text{約900億円}}$ とする。

関越自動車道新潟線の東京都川越市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

都 県 名	市 町 村 名
東京都	練馬区
埼玉県	新座市
東京都	清瀬市
埼玉県	所沢市 入間郡三芳町 ふじみ野市 川越市

2. 車線数

車線数は、全区間 6 車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度
東京都練馬区から新座市まで	80 キロメートル／時
新座市から川越市まで	100 キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
東京都練馬区	都道練馬所沢線
所沢市	一般国道463号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,070\text{億円}}{\text{約}1,110\text{億円}}$ とする。

関越自動車道新潟線の川越市東松山市間の新設に

関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
埼玉県	川越市 鶴ヶ島市 坂戸市 東松山市

2. 車線数

車線数は、全区間6車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間120キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
川越市	一般国道16号
鶴ヶ島市	一般国道468号
鶴ヶ島市	一般国道407号
東松山市	一般国道254号及び県道深谷東松山線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,050\text{億円}}{\text{約}1,120\text{億円}}$ とする。

関越自動車道新潟線の東松山市渋川市間の新設に

関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
埼玉県	東松山市 比企郡滑川町 同郡嵐山町 同郡小川町 大里郡寄居町 深谷市 児玉郡美里町 本庄市 同郡上里町
群馬県	藤岡市 高崎市 佐波郡玉村町 前橋市 北群馬郡吉岡町 渋川市

2. 車線数

車線数は、次表のとおりとする。

区 間	車 線 数
東松山市から高崎市まで	6 車線
高崎市から渋川市まで	4 車線

3. 設計速度

設計速度は、全区間120キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
深谷市	一般国道140号
本庄市	一般国道462号
藤岡市	県道前橋長瀨線
高崎市	県道高崎駒形線
高崎市	一般国道17号
渋川市	一般国道17号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
埼玉県比企郡嵐山町	県道熊谷小川秩父線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}2,750\text{億円}}{\text{約}2,840\text{億円}}$ とする。

関越自動車道新潟線の渋川市群馬県利根郡みなかみ町間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
群馬県	渋川市 利根郡昭和村 沼田市 同郡みなかみ町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
沼田市	一般国道120号
群馬県利根郡みなかみ町	一般国道17号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
渋川市	県道大間々子持線
群馬県利根郡昭和村	県道昭和インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,480億円
約1,530億円
とする。

関越自動車道上越線の藤岡市佐久市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
群馬県	藤岡市 多野郡吉井町 甘楽郡甘楽町
	富岡市 同郡下仁田町 同郡妙義町
	碓氷郡松井田町
長野県	佐久市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
藤岡市から群馬県碓氷郡松井田町まで	100キロメートル／時
群馬県碓氷郡松井田町から佐久市まで	80キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
群馬県多野郡吉井町	県道神田吉井停車場線
富岡市	市道西富岡内匠線
群馬県甘楽郡下仁田町	一般国道254号
群馬県碓氷郡松井田町	県道松井田下仁田線
群馬県碓氷郡松井田町	県道松井田軽井沢線
佐久市	県道佐久軽井沢線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約4,180億円
約4,190億円
とする。

関越自動車道上越線の佐久市千曲市間の新設に

関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
長野県	佐久市 小諸市 東御市 上田市 埴科郡坂城町 千曲市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
小諸市	県道小諸上田線
上田市	一般国道144号
長野県埴科郡坂城町	県道坂城インター線

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
東御市	県道丸子東部インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}3,240\text{億円}}{\text{約}3,480\text{億円}}$ とする。

関越自動車道上越線の中野市上越市中郷区間の新
 設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
長野県	中野市 上水内郡飯綱町 同郡信濃町
新潟県	妙高市 上越市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、長野県上水内郡信濃町から上越市までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
中野市	県道飯山妙高高原線

長野県上水内郡信濃町	一般国道 18 号
妙高市	一般国道 18 号
上越市	一般国道 18 号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,940億円
約2,140億円
とする。

関越自動車道上越線の上越市中郷区上越市中屋敷
 間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
新潟県	上越市 妙高市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
 交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
上越市	県道上越高田インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約820億円
約830億円
とする。

常磐自動車道の川口市三郷市間の新設に関する整

備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
埼玉県	川口市 草加市 八潮市 三郷市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
川口市	一般国道298号
草加市	一般国道298号
三郷市	一般国道298号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}2,290\text{億円}}{\text{約}2,270\text{億円}}$ とする。

常磐自動車道の三郷市かすみがうら市間の新設に

関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
埼玉県	三郷市 吉川市
千葉県	流山市 柏市
茨城県	守谷市 筑波郡谷和原村 同郡伊奈町 つくば市 土浦市 かすみがうら市

2. 車線数

車線数は、全区間6車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
三郷市番匠免から同市小谷堀まで	80キロメートル／時
三郷市小谷堀からかすみがうら市まで	120キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
三郷市	一般国道298号及び県道高速足立三郷線
柏市	一般国道16号
茨城県筑波郡谷和原村	一般国道294号
つくば市	県道取手つくば線
つくば市	一般国道468号
つくば市	一般国道354号
土浦市	一般国道125号
かすみがうら市	一般国道6号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
流山市	県道松戸野田線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}3,000\text{億円}}{\text{約}4,290\text{億円}}$ とする。

常磐自動車道のかすみがうら市日立市間の新設に
 関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
茨城県	かすみがうら市 石岡市 東茨城郡美野里町 西茨城郡岩間町 同郡友部町 水戸市 那珂市 那珂郡東海村 常陸太田市 日立市

2. 車線数

車線数は、次表のとおりとする。

区間	車線数
かすみがうら市から水戸市まで	6車線
水戸市から日立市まで	4車線

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度
かすみがうら市から日立市 大和田町まで	120キロメートル／時
日立市大和田町から同市砂 沢町まで	80キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
茨城県西茨城郡岩間町	県道茨城岩間線
水戸市	一般国道50号
那珂市	県道那珂インター線
日立市	一般国道6号
日立市	一般国道6号及び県道日立いわき線

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
日立市	県道日立中央インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}2,540\text{億円}}{\text{約}2,610\text{億円}}$ とする。

常磐自動車道のいわき市好間町いわき市四倉町間の
 の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
福島県	いわき市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
 交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
いわき市	県道いわき浪江線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約590億円}}{\text{約600億円}}$ とする。

常磐自動車道のいわき市福島県双葉郡富岡町間の

新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
福島県	いわき市 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
福島県双葉郡広野町	県道上北迫下北迫線
福島県双葉郡富岡町	県道小野富岡線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約 } 800 \text{ 億円}}{\text{約 } 1,120 \text{ 億円}}$ とする。

常磐自動車道の福島県双葉郡富岡町福島県相馬郡

新地町間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
福島県	双葉郡富岡町 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 南相馬市 相馬市 相馬郡新地町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
福島県双葉郡浪江町	一般国道114号
南相馬市	県道原町川俣線

相馬市	一般国道 1 1 5 号
福島県相馬郡新地町	一般国道 1 1 3 号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,480億円
約1,970億円
とする。

常磐自動車道の福島県相馬郡新地町宮城県亘理郡

山元町間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
福島県	相馬郡新地町
宮城県	亘理郡山元町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約470億円}}{\text{約490億円}}$ とする。

常磐自動車道の宮城県亘理郡山元町宮城県亘理郡

亘理町間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
宮城県	亘理郡山元町 同郡亘理町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
宮城県亘理郡山元町	一般国道6号
宮城県亘理郡亘理町	一般国道6号及び県道亘理インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約320億円
約460億円
とする。

東関東自動車道千葉富津線の千葉市木更津市間の

新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
千葉県	千葉市 市原市 袖ヶ浦市 木更津市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
千葉市	一般国道16号
市原市	一般国道297号
市原市	県道千葉鴨川線
木更津市	県道君津平川線
木更津市	一般国道409号及び一般国道468号

木更津市

一般国道16号及び一般国道
127号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}2,860\text{億円}}{\text{約}2,870\text{億円}}$ とする。

東関東自動車道千葉富津線の木更津市富津市間の

新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
千葉県	木更津市 君津市 富津市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
君津市	県道君津鴨川線
富津市	一般国道127号
富津市	一般国道127号及び県道竹岡インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,010\text{億円}}{\text{約}1,090\text{億円}}$ とする。

東関東自動車道水戸線の三郷市松戸市間の新設に

関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

都 県 名	市 町 村 名
埼玉県	三郷市
東京都	葛飾区
千葉県	松戸市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
三郷市	一般国道298号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}2,520\text{億円}}{\text{約}1,770\text{億円}}$ とする。

東関東自動車道水戸線の松戸市市川市間の新設に

関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
千葉県	松戸市 市川市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
松戸市	一般国道298号
市川市	一般国道298号
市川市	一般国道14号
市川市	一般国道298号及び県道高速湾岸線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}7,570\text{億円}}{\text{約}8,560\text{億円}}$ とする。

東関東自動車道水戸線の市川市千葉市間の新設に

関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
千葉県	市川市 船橋市 習志野市 千葉市

2. 車線数

車線数は、全区間6車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
市川市	一般国道357号及び県道高速湾岸線
習志野市	一般国道357号
千葉市	一般国道357号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
習志野市	県道千葉船橋海浜線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約960億円
約970億円
とする。

東関東自動車道水戸線の千葉市成田市間の新設に

関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
千葉県	千葉市 四街道市 佐倉市 印旛郡酒々井町 富里市 成田市

2. 車線数

車線数は、全区間6車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
千葉市美浜区若葉から同市 稲毛区長沼原町まで	80キロメートル/時
千葉市稲毛区長沼原町から 成田市まで	120キロメートル/時

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
千葉市	一般国道14号
千葉市	一般国道16号
四街道市	県道千葉臼井印西線
佐倉市	一般国道51号及び県道佐倉印西線
富里市	一般国道409号
成田市	一般国道295号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
千葉県印旛郡酒々井町	県道富里酒々井線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,140\text{億円}}{\text{約}1,170\text{億円}}$ とする。

東関東自動車道水戸線の成田市潮来市間の新設

に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
千葉県	成田市 香取郡大栄町 佐原市
茨城県	潮来市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
成田市から佐原市まで	120キロメートル／時
佐原市から潮来市まで	100キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
千葉県香取郡大栄町	一般国道468号
千葉県香取郡大栄町	一般国道51号
佐原市	県道佐原山田線
潮来市	県道水戸神栖線及び市道(潮) 1級13号線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,130\text{億円}}{\text{約}1,170\text{億円}}$ とする。

東関東自動車道水戸線の銚田市茨城県東茨城郡茨城町間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
茨城県	銚田市 東茨城郡茨城町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
銚田市	県道小川銚田線
茨城県東茨城郡茨城町	県道茨城鹿島線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約520億円}}{\text{約680億円}}$ とする。

北関東自動車道の高崎市伊勢崎市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
群馬県	高崎市 前橋市 伊勢崎市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
前橋市	県道前橋玉村線
前橋市	県道前橋館林線
伊勢崎市	一般国道17号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約1,290億円}}{\text{約1,320億円}}$ とする。

北関東自動車道の伊勢崎市栃木県下都賀郡岩舟町
間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
群馬県	伊勢崎市 太田市
栃木県	足利市 佐野市 下都賀郡岩舟町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
太田市	県道大原境線
太田市	一般国道122号
足利市	一般国道293号
佐野市	県道田沼インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}2,250\text{億円}}{\text{約}2,740\text{億円}}$ とする。

北関東自動車道の栃木県下都賀郡都賀町栃木県河内郡上三川町間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
栃木県	下都賀郡都賀町 同郡壬生町 下野市 宇都宮市 河内郡上三川町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
栃木県下都賀郡都賀町	県道宇都宮亀和田栃木線
栃木県下都賀郡壬生町	県道壬生インター線
栃木県河内郡上三川町	一般国道4号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,130\text{億円}}{\text{約}1,180\text{億円}}$ とする。

北関東自動車道の栃木県河内郡上三川町茨城県西
茨城郡友部町間の新設に関する整備計画 新旧対
照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
栃木県	河内郡上三川町 真岡市 芳賀郡二宮町
茨城県	筑西市 桜川市 笠間市 西茨城郡友部町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
真岡市	一般国道408号
桜川市	一般国道50号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,710億円
約1,910億円
とする。

北関東自動車道の茨城県西茨城郡友部町水戸市間の
 の新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
茨城県	西茨城郡友部町 東茨城郡茨城町 水戸市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
茨城県西茨城郡友部町	一般国道355号
茨城県東茨城郡茨城町	県道玉里水戸線
茨城県東茨城郡茨城町	一般国道6号
水戸市	一般国道6号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,040\text{億円}}{\text{約}1,050\text{億円}}$ とする。

中央自動車道富士吉田線の新設に関する整備計画

新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

都 県 名	市 町 村 名
東京都	杉並区 世田谷区 三鷹市 調布市 府中市 国立市 日野市 八王子市
神奈川県	津久井郡相模湖町 同郡藤野町
山梨県	上野原市 大月市 都留市 南都留郡西桂町 富士吉田市 南都留郡富士河口湖町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度
東京都杉並区から三鷹市まで	60キロメートル／時
三鷹市から八王子市まで	120キロメートル／時

八王子市から富士吉田市まで	80キロメートル／時
---------------	------------

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
東京都杉並区	都道首都高速4号線及び都道新宿国立線
調布市	一般国道20号
府中市	都道川崎府中線
国立市	一般国道20号
八王子市	一般国道16号
八王子市	一般国道468号
神奈川県津久井郡藤野町及び同郡相模湖町	一般国道20号
大月市及び都留市	一般国道20号及び県道都留インター線
富士吉田市及び山梨県南都留郡富士河口湖町	一般国道138号及び一般国道139号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連絡位置及び連絡予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
八王子市	都道山田宮の前線
上野原市	県道四日市場上野原線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}2,800\text{億円}}{\text{約}2,980\text{億円}}$ とする。

中央自動車道西宮線の韮崎市小牧市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
山梨県	韮崎市 北杜市 北巨摩郡小淵沢町
長野県	諏訪郡富士見町 同郡原村 茅野市 諏訪市 岡谷市 上伊那郡辰野町 同郡箕輪町 同郡南箕輪村 伊那市 同郡宮田村 駒ヶ根市 同郡飯島町 下伊那郡松川町 同郡高森町 飯田市 同郡阿智村
岐阜県	中津川市 恵那市 瑞浪市 土岐市 多治見市
愛知県	春日井市 小牧市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。但し、表中「| 瑞浪市 | 県道大西瑞浪線及び県道瑞浪インター線 |」のうち、「| 及び県道瑞浪インター線 |」については、高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結予定施設とする。

連 結 位 置	連 結 位 置
韮崎市	県道韮崎昇仙峡線
山梨県北巨摩郡小淵沢町	県道高根富士見線
諏訪市	一般国道20号
長野県上伊那郡辰野町	一般国道153号
長野県上伊那郡南箕輪村	県道伊那インター線
駒ヶ根市	県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線
飯田市	一般国道153号
飯田市	一般国道474号
中津川市	一般国道19号

恵那市	県道恵那白川線
瑞浪市	県道大西瑞浪線及び県道瑞浪インター線
土岐市	一般国道475号
多治見市	一般国道248号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 位 置
北杜市	県道須玉インター線
北杜市	県道長坂高根線
長野県諏訪郡富士見町	県道払沢富士見線
長野県下伊那郡松川町	県道松川インター大鹿線
長野県下伊那郡阿智村	県道園原インター線
土岐市	一般国道21号
小牧市	県道春日井犬山線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約4,190億円
約4,260億円
とする。

中央自動車道西宮線の小牧市吹田市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

府県名	市 町 村 名
愛知県	小牧市 岩倉市 一宮市 稲沢市
岐阜県	羽島市 安八郡安八町 大垣市 養老郡養老町 同郡上石津町 不破郡関ヶ原町
滋賀県	米原市 彦根市 犬上郡多賀町 同郡甲良町 愛知郡愛荘町 東近江市 蒲生郡竜王町 湖南市 野洲市 栗東市 草津市 大津市
京都府	京都市山科区 同市伏見区 同市南区 向日市 長岡京市 乙訓郡大山崎町
大阪府	三島郡島本町 高槻市 茨木市 吹田市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度
小牧市から岐阜県養老郡養老町まで	120キロメートル／時
岐阜県養老郡養老町から彦根市まで	80キロメートル／時
彦根市から滋賀県犬上郡甲良町まで	120キロメートル／時
滋賀県犬上郡甲良町から同県愛知郡愛荘町まで	100キロメートル／時
滋賀県愛知郡愛荘町から東近江市まで	120キロメートル／時
東近江市から栗東市まで	100キロメートル／時
栗東市から大津市石山寺辺町まで	120キロメートル／時
大津市石山寺辺町から同市松本本宮町まで	100キロメートル／時
大津市松本本宮町から京都市山科区まで	80キロメートル／時
京都市山科区から同市南区まで	100キロメートル／時
京都市南区から京都府乙訓郡大山崎町まで	120キロメートル／時

京都府乙訓郡大山崎町から 吹田市まで	100キロメートル／時
-----------------------	-------------

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
小牧市	一般国道41号及び県道高速 名古屋小牧線
一宮市	一般国道22号及び県道高速 清洲一宮線
大垣市	一般国道258号
岐阜県養老郡養老町	一般国道475号
岐阜県不破郡関ヶ原町	一般国道365号
彦根市	一般国道306号
東近江市	一般国道421号
栗東市	一般国道1号
栗東市	一般国道1号、一般国道8号 及び県道上砥山上釣線
大津市	県道大津インター線
京都市山科区	一般国道1号及び府道四ノ宮 四ツ塚線
京都市伏見区	一般国道1号、府道南インタ ー竹田線及び市道高速道路2 号線

茨木市	一般国道171号
-----	----------

5. 工事に要する費用の概算額

(新) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
小牧市から 東近江市まで	約610億円
東近江市から 吹田市まで	約790億円

(旧) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,370億円とする。

中央自動車道長野線の岡谷市千曲市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
長野県	岡谷市 塩尻市 松本市 安曇野市
	東筑摩郡筑北村 同郡麻績村 長野市
	千曲市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
岡谷市から塩尻市まで	80キロメートル／時
塩尻市から安曇野市まで	100キロメートル／時
安曇野市から千曲市まで	80キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
岡谷市	一般国道20号
塩尻市	一般国道20号
塩尻市	県道松本空港塩尻北インター線
松本市	一般国道158号
松本市	一般国道158号
安曇野市	県道豊科インター堀金線
長野県東筑摩郡麻績村	一般国道403号
千曲市	一般国道18号

5. 工事に要する費用の概算額

(新) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
岡谷市から 安曇野市まで	約1,910億円
安曇野市から 千曲市まで	約2,500億円

(旧) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約4,420億円とする。

第一東海自動車道の新設に関する整備計画新旧対

照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

都県名	市 町 村 名
東京都	世田谷区
神奈川県	川崎市 横浜市
東京都	町田市
神奈川県	大和市 綾瀬市 海老名市 厚木市 伊勢原市 秦野市 足柄上郡中井町 同郡大井町 同郡松田町 同郡山北町
静岡県	駿東郡小山町 御殿場市 裾野市 同郡長泉町 沼津市 富士市 庵原郡富士川町 同郡蒲原町 同郡由比町 静岡市 焼津市 藤枝市 志太郡大井川町 島田市 榛原郡吉田町 牧之原市 菊川市 掛川市 袋井市 磐田市 浜松市

愛知県	新城市 豊橋市 豊川市 宝飯郡音羽町
	岡崎市 豊田市 西加茂郡三好町
	日進市 愛知郡長久手町 尾張旭市
	名古屋市 春日井市 小牧市

2. 車線数

車線数は、東京都世田谷区から厚木市までを6車線とし、同市から小牧市までを4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、平坦部120キロメートル／時、丘陵部100キロメートル／時、山地部80キロメートル／時を基準とし、区間別には、おおむね次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度	備 考
東京都世田谷区から横浜市まで	100キロメートル／時	
横浜市から秦野市まで	120キロメートル／時	
秦野市から御殿場市まで	80キロメートル／時	
御殿場市から静岡県榛原郡吉田町まで	100キロメートル／時	
静岡県榛原郡吉田町から菊川市まで	80キロメートル／時	
菊川市から岡崎市まで	100キロメートル／時	ただし、浜

岡崎市から小牧市まで	120キロメートル／時	松市の一部は80キロメートル／時とする。
------------	-------------	----------------------

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
東京都世田谷区	都道環状8号線及び都道首都高速3号線
川崎市	市道尻手黒川線
横浜市	一般国道16号
厚木市	一般国道129号及び一般国道271号
神奈川県足柄上郡大井町	一般国道255号
御殿場市	一般国道138号及び県道御殿場箱根線
沼津市	一般国道1号及び県道沼津インター線
富士市	一般国道139号
静岡市	一般国道1号
静岡市	県道中島南安倍線
焼津市	県道焼津森線
静岡県榛原郡吉田町	県道島田吉田線

菊川市	県道掛川浜岡線
袋井市	県道浜北袋井線
浜松市	県道浜松環状線
浜松市	県道三ヶ日インター線
豊川市	一般国道151号
岡崎市	一般国道1号
豊田市	県道本地鴛鴨線
日進市	県道日進瀬戸線
名古屋市	県道名古屋長久手線
春日井市	一般国道19号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連絡位置及び連絡予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
磐田市	県道磐田インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約5,090億円
約5,470億円
とする。

東海北陸自動車道の一宮市美濃市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
愛知県	一宮市
岐阜県	各務原市 羽島郡笠松町 同郡岐南町 岐阜市 関市 美濃市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
一宮市	県道岐阜稲沢線及び県道萩原三条北方線
一宮市	一般国道22号
岐阜市	一般国道21号

関市	一般国道 2 4 8 号
美濃市	一般国道 4 7 5 号
美濃市	県道岐阜美濃線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}3,600\text{億円}}{\text{約}3,650\text{億円}}$ とする。

東海北陸自動車道の美濃市郡上市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
岐阜県	美濃市 郡上市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
郡上市	一般国道156号
郡上市	一般国道156号
郡上市	一般国道158号及び県道白鳥明宝線

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
郡上市	県道白鳥板取線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}3,080\text{億円}}{\text{約}3,160\text{億円}}$ とする。

東海北陸自動車道の高山市南砺市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
岐阜県	高山市 飛騨市 大野郡白川村
富山県	南砺市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
高山市	一般国道158号
岐阜県大野郡白川村	一般国道156号

南砺市	一般国道156号
-----	----------

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約4,130億円
約4,370億円
とする。

第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名市秦野市
間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
神奈川県	海老名市 厚木市 伊勢原市 秦野市

2. 車線数

車線数は、全区間 6 車線とする。

工事は、さしあたり 4 車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間 120 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
海老名市	一般国道 468 号
厚木市	一般国道 129 号
伊勢原市	一般国道 246 号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}7,260\text{億円}}{\text{約}7,950\text{億円}}$ とする。

第二東海自動車道横浜名古屋線の秦野市御殿場市
間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
神奈川県	秦野市 足柄上郡松田町 同郡山北町
静岡県	駿東郡小山町 御殿場市

2. 車線数

車線数は、全区間6車線とする。

工事は、さしあたり4車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間120キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
御殿場市	一般国道138号及び県道仁杉柴怒田線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}5,060\text{億円}}{\text{約}5,680\text{億円}}$ とする。

第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場市静岡県
駿東郡長泉町間の新設に関する整備計画 新旧対
照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
静岡県	御殿場市 裾野市 駿東郡長泉町

2. 車線数

車線数は、全区間6車線とする。

工事は、さしあたり4車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間120キロメートル／時とする。

4. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約2,500億円
約2,800億円
とする。

第二東海自動車道横浜名古屋線の静岡県駿東郡長
 泉町東海市間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
 旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
静岡県	駿東郡長泉町 沼津市 富士市 富士宮市 庵原郡富士川町 富士郡芝川町 静岡市 志太郡岡部町 藤枝市 島田市 掛川市 周智郡森町 磐田市 浜松市
愛知県	新城市 豊川市 宝飯郡音羽町 岡崎市 豊田市 安城市 刈谷市 豊明市 名古屋市 大府市 東海市

2. 車線数

車線数は、全区間6車線とする。

工事は、静岡県駿東郡長泉町から豊田市までは、さしあたり4車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じて残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度
静岡県駿東郡長泉町から 豊田市まで	120キロメートル／時
豊田市から東海市まで	100キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
静岡県駿東郡長泉町	一般国道1号及び県道大岡元長窪線
富士市	一般国道139号及び県道一色久沢線
静岡市	一般国道52号
静岡市	県道清水富士宮線
静岡市	県道井川湖御幸線及び県道山脇大谷線
藤枝市	一般国道1号及び県道静岡朝比奈藤枝線
島田市	一般国道473号
掛川市	県道掛川天竜線

浜松市	一般国道 1 5 2 号
浜松市	一般国道 2 5 7 号及び一般国道 4 7 4 号
新城市	一般国道 1 5 1 号
岡崎市	一般国道 4 7 3 号
豊田市	一般国道 4 7 5 号
豊田市	一般国道 2 4 8 号
豊田市	県道名古屋岡崎線
豊明市	一般国道 2 3 号
名古屋市及び大府市	一般国道 2 3 号、一般国道 3 0 2 号及び市道高速 2 号
大府市及び東海市	一般国道 3 0 2 号
東海市	一般国道 3 0 2 号及び県道高速名古屋新宝線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}37,610\text{億円}}{\text{約}40,030\text{億円}}$ とする。

中部横断自動車道の静岡市山梨県南巨摩郡増穂
町間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
静岡県	静岡市
山梨県	南巨摩郡南部町 同郡身延町 西八代郡市川三郷町 南巨摩郡増穂町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
山梨県南巨摩郡南部町	一般国道52号

山梨県南巨摩郡南部町	一般国道52号
山梨県南巨摩郡身延町	県道市川大門下部身延線
山梨県西八代郡市川三郷町	県道市川大門下部身延線

5. 工事に要する費用の概算額

(新) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概算額
静岡市から 山梨県南巨摩郡南部町福士まで	約1,560億円
山梨県南巨摩郡南部町福士から 同県西八代郡市川三郷町まで	約2,000億円
山梨県西八代郡市川三郷町から 同県南巨摩郡増穂町まで	約 660億円

(旧) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約4,340億円とする。

中部横断自動車道の山梨県南巨摩郡増穂町甲斐市
間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
山梨県	南巨摩郡増穂町 南アルプス市 甲斐市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
山梨県南巨摩郡増穂町	一般国道52号
南アルプス市	県道葦崎櫛形豊富線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約870億円}}{\text{約960億円}}$ とする。

中部横断自動車道の長野県南佐久郡佐久穂町

佐久市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
長野県	南佐久郡佐久穂町 佐久市 小諸市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもつて供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
長野県南佐久郡佐久穂町	一般国道299号
佐久市	一般国道142号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約840億円
約850億円
とする。

北陸自動車道の新潟市江口新潟市長潟間の新設に
 関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
新潟県	新潟市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
新潟市	県道新潟亀田内野線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約500億円
約530億円
 とする。

北陸自動車道の上越市糸魚川市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
新潟県	上越市 糸魚川市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
上越市	県道名立谷浜インター線
糸魚川市	県道能生インター線
糸魚川市	一般国道148号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}2,690\text{億円}}{\text{約}2,730\text{億円}}$ とする。

北陸自動車道の糸魚川市富山県下新川郡朝日町間
 の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
新潟県	糸魚川市
富山県	下新川郡朝日町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
糸魚川市	一般国道8号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}2,240\text{億円}}{\text{約}2,310\text{億円}}$ とする。

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市緑区名古屋市

名東区間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
愛知県	名古屋市緑区 同市天白区 日進市 名古屋市名東区

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間60キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
名古屋市緑区	一般国道302号
名古屋市緑区	一般国道302号
名古屋市天白区	一般国道153号及び一般国道302号

名古屋市名東区	一般国道302号及び市道 高速1号四谷高針線
---------	---------------------------

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約3,110億円
約2,390億円
とする。

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市名東区名古屋
市中川区間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
愛知県	名古屋市名東区 同市守山区 春日井市 名古屋市北区 同市西区 清須市 海部郡甚目寺町 同郡大治町 名古屋市中川区

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間60キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
------	--------

名古屋市名東区	一般国道302号、県道名古屋長久手線及び市道高速1号四谷高針線
名古屋市名東区及び同市守山区	一般国道302号
名古屋市守山区及び春日井市	一般国道302号
春日井市	一般国道302号
名古屋市北区及び同市西区	一般国道302号、県道高速名古屋小牧線及び市道高速2号
名古屋市西区	一般国道302号
名古屋市西区、清須市、愛知県西春日井郡春日町	一般国道302号、県道高速名古屋朝日線及び県道高速清州一宮線
清須市及び愛知県海部郡甚目寺町	一般国道302号
愛知県海部郡大治町	一般国道302号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約3,790億円
約4,310億円
とする。

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市中川区亀山市
間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
愛知県	名古屋市 海部郡七宝町 同郡蟹江町 津島市 愛西市 同郡弥富町
三重県	桑名市 四日市市 鈴鹿市 亀山市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
名古屋市 愛知県海部郡蟹江町	一般国道302号、県道中一色名古屋線及び市道高速1号 県道一宮蟹江線

愛知県海部郡弥富町	一般国道155号
桑名市	県道水郷公園線
桑名市	一般国道258号
桑名市	県道星川西別所線
四日市市	一般国道477号
鈴鹿市	県道神戸長沢線
亀山市	一般国道1号及び一般国道25号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
四日市市	県道上海老茂福線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,470億円
約1,520億円
とする。

近畿自動車道天理吹田線の松原市吹田市間の新設

に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

府 名	市 町 村 名
大阪府	松原市 大阪市 八尾市 東大阪市
	大東市 門真市 守口市 摂津市
	茨木市 吹田市

2. 車線数

車線数は、次表のとおりとする。

区 間	車 線 数
松原市から大阪市まで	6 車線
大阪市から吹田市まで	4 車線

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度
松原市から茨木市まで	80キロメートル／時
茨木市から吹田市まで	60キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
松原市	府道大阪中央環状線及び府道 高速大阪松原線
大阪市	府道大阪中央環状線
八尾市	府道大阪中央環状線
東大阪市	府道大阪中央環状線
東大阪市	府道高速大阪東大阪線
東大阪市	府道大阪中央環状線
大阪市及び門真市	一般国道1号及び府道大阪中 央環状線
<u>守口市</u>	<u>府道高速大阪守口線</u>
摂津市	府道大阪中央環状線
吹田市	府道大阪中央環状線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約2,900億円
約3,240億円
とする。

近畿自動車道天理吹田線の天理市松原市間の新設
 に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

府県名	市 町 村 名
奈良県	天理市 大和郡山市 生駒郡安堵町
	北葛城郡河合町 同郡上牧町 香芝市
大阪府	柏原市 羽曳野市 藤井寺市 松原市

2. 車線数

車線数は、次表のとおりとする。

区 間	車 線 数
天理市から柏原市まで	4 車線
柏原市から松原市まで	6 車線

3. 設計速度

設計速度は、全区間 80 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
天理市	一般国道 2 5 号及び一般国道 1 6 9 号
天理市及び大和郡山市	一般国道 2 4 号
奈良県北葛城郡河合町	県道大和高田斑鳩線
香芝市	県道香芝インター線
柏原市	一般国道 1 6 5 号
藤井寺市	府道堺大和高田線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約670億円
約770億円
とする。

近畿自動車道名古屋神戸線の愛知県海部郡飛島村

四日市市間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
愛知県	海部郡飛島村 同郡弥富町
三重県	桑名郡木曾岬町 桑名市 三重郡川越町 同郡朝日町 四日市市

2. 車線数

車線数は、全区間6車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
愛知県海部郡飛島村	一般国道302号及び県道名古屋西港線
愛知県海部郡弥富町	県道名古屋西港線及び県道境政成新田蟹江線
桑名市	県道水郷公園線

桑名市	県道湾岸桑名インター線
三重県三重郡川越町	一般国道23号
三重県三重郡朝日町及び 四日市市	県道四日市朝日線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}4,020\text{億円}}{\text{約}4,170\text{億円}}$ とする。

近畿自動車道名古屋神戸線の四日市市三重県三重
郡菰野町間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
三重県	四日市市 桑名市 員弁郡東員町 三重郡菰野町

2. 車線数

車線数は、全区間6車線とする。

工事は、さしあたり4車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
四日市市伊坂町から同市北山町まで	100キロメートル/時
四日市市北山町から三重県三重郡菰野町まで	120キロメートル/時

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
四日市市及び三重県員弁 郡東員町	一般国道475号
三重県三重郡菟野町	一般国道477号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,460億円
約1,730億円
とする。

近畿自動車道名古屋神戸線の三重県三重郡菰野町

亀山市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
三重県	三重郡菰野町 四日市市 鈴鹿市 亀山市

2. 車線数

車線数は、全区間6車線とする。

工事は、さしあたり4車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間120キロメートル／時とする。

4. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約1,800億円}}{\text{約2,450億円}}$ とする。

近畿自動車道名古屋神戸線の亀山市城陽市間の新
設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

府県名	市 町 村 名
三重県	亀山市
滋賀県	甲賀市 栗東市 大津市
京都府	綴喜郡宇治田原町 城陽市

2. 車線数

車線数は、全区間 6 車線とする。

工事は、さしあたり 4 車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間 120 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるものの
ほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
甲賀市	県道甲賀土山線
甲賀市	一般国道307号
草津市	県道大津能登川長浜線
京都府綴喜郡宇治田原町	一般国道307号
城陽市	一般国道24号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
甲賀市	県道柑子塩野線

5. 工事に要する費用の概算額

(新) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
亀山市から 甲賀市甲賀町まで	約1,820億円
甲賀市甲賀町から 城陽市まで	約6,470億円

(旧) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約10,910億円とする。

近畿自動車道名古屋神戸線の城陽市高槻市間の新設に関する

整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

府 名	市 町 村 名
京都府	城陽市 京田辺市 八幡市
大阪府	枚方市 高槻市

2. 車線数

車線数は、全区間 6 車線とする。

工事は、さしあたり 4 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間 120 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
八幡市及び京田辺市	一般国道 1 号及び府道八幡インター線
高槻市	府道伏見柳谷高槻線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}5,160\text{億円}}{\text{約}7,390\text{億円}}$ とする。

近畿自動車道名古屋神戸線の高槻市箕面市間の新
設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

府 名	市 町 村 名
大阪府	高槻市 茨木市 豊能郡豊能町 箕面市

2. 車線数

車線数は、全区間 6 車線とする。

工事は、さしあたり 4 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間 120 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
茨木市	府道茨木摂津線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}3,370\text{億円}}{\text{約}4,200\text{億円}}$ とする。

近畿自動車道名古屋神戸線の箕面市神戸市間の

新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

府県名	市 町 村 名
大阪府	箕面市 池田市
兵庫県	川西市 川辺郡猪名川町 宝塚市 神戸市

2. 車線数

車線数は、全区間 6 車線とする。

工事は、さしあたり 4 車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間 120 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
箕面市	一般国道423号
川西市	県道川西インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約3,830億円
約4,660億円
とする。

近畿自動車道松原那智勝浦線の松原市泉南市間の

新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

府 名	市 町 村 名
大阪府	松原市 堺市 和泉市 岸和田市
	貝塚市 泉南郡熊取町 泉佐野市
	泉南市

2. 車線数

車線数は、次表のとおりとする。

区 間	車 線 数
松原市から堺市まで	6 車線
堺市から泉南市まで	4 車線

3. 設計速度

設計速度は、全区間 80 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
堺市	府道泉大津美原線及び府道美原太子線
堺市	府道泉大津美原線及び府道堺かつらぎ線
和泉市	府道春木岸和田線
貝塚市	府道岸和田牛滝山貝塚線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}3,220\text{億円}}{\text{約}3,310\text{億円}}$ とする。

近畿自動車道松原那智勝浦線の泉南市海南市間の

新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

府県名	市 町 村 名
大阪府	泉南市 阪南市
和歌山県	那賀郡岩出町 和歌山市 海南市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
泉南市及び阪南市	府道泉佐野岩出線及び府道自然田鳥取荘停車場線
和歌山市	一般国道24号
和歌山市	一般国道24号

海南市

一般国道42号及び県道海南
金屋線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約640億円}}{\text{約620億円}}$ とする。

近畿自動車道松原那智勝浦線の海南市和歌山県有
田郡有田川町間の新設に関する整備計画 新旧対
照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
和歌山県	海南市 有田郡有田川町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
海南市	県道興加茂郷停車場線
和歌山県有田郡有田川町	一般国道42号及び県道吉備金屋線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約660億円
約840億円
とする。

近畿自動車道松原那智勝浦線の御坊市和歌山県日
高郡みなべ町間の新設に関する整備計画 新旧対
照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
和歌山県	御坊市 日高郡印南町 同郡みなべ町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
御坊市	一般国道42号及び県道御坊中津線
和歌山県日高郡印南町	県道印南原印南線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約920億円
約970億円
とする。

近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山県日高郡みなべ町和歌山県西牟婁郡白浜町間の新設に関する
整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
和歌山県	日高郡みなべ町 田辺市
	西牟婁郡上富田町 同郡白浜町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
田辺市	一般国道42号

和歌山県西牟婁郡上富田町	一般国道42号
和歌山県西牟婁郡白浜町	県道白浜温泉線

5. 工事に要する費用の概算額

(新) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
和歌山県日高郡みなべ町から 田辺市まで	約300億円
田辺市から 和歌山県西牟婁郡白浜町まで	約760億円

(旧) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,200億円とする。

近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山県西牟婁郡
白浜町和歌山県西牟婁郡すさみ町間の新設に関する
整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
和歌山県	西牟婁郡白浜町 同郡日置川町 同郡すさみ町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
和歌山県西牟婁郡日置川町	県道日置川大塔線

和歌山県西牟婁郡すさみ
町

県道上富田すさみ線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,210億円
約1,320億円
とする。

近畿自動車道尾鷲勢和線の尾鷲市三重県度会郡大
紀町間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
三重県	尾鷲市 北牟婁郡紀北町 度会郡大紀町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じて残り2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
尾鷲市	一般国道425号
三重県北牟婁郡紀北町	一般国道42号
三重県北牟婁郡紀北町	一般国道422号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
尾鷲市から 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区 東長島まで	約 950億円 約1,050億円
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区 東長島から 同県度会郡大紀町まで	約 590億円 約 610億円

近畿自動車道尾鷲勢和線の三重県度会郡大紀町三
重県多気郡多気町間の新設に関する整備計画

新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
三重県	度会郡大紀町 多気郡大台町 同郡多気町

2. 車線数

車線数は、全区間 4 車線とする。

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じて残り 2 車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間 80 キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
三重県度会郡大紀町	県道紀勢インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約 } 910 \text{ 億円}}{\text{約 } 1,050 \text{ 億円}}$ とする。

近畿自動車道敦賀線の三木市福知山市間の新設

に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

府県名	市 町 村 名
兵庫県	三木市 三田市 篠山市 丹波市
京都府	福知山市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
三田市	県道三田西インター線
篠山市	県道丹南篠山口インター線
丹波市	一般国道483号

福知山市	一般国道 9 号
------	----------

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,700億円
約1,710億円
とする。

近畿自動車道敦賀線の福知山市舞鶴市間の新設に

関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

府 名	市 町 村 名
京都府	福知山市 綾部市 舞鶴市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
綾部市	府道綾部インター線
綾部市	一般国道478号
舞鶴市	府道池辺京田線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約 890億円
約 1,030億円
とする。

近畿自動車道敦賀線の舞鶴市福井県大飯郡大飯町

間の新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

府県名	市 町 村 名
京都府	舞鶴市
福井県	大飯郡高浜町 同郡大飯町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
福井県大飯郡大飯町及び小浜市	県道坂本高浜線及び県道小浜綾部線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約 } 590 \text{ 億円}}{\text{約 } 1,040 \text{ 億円}}$ とする。

近畿自動車道敦賀線の福井県大飯郡大飯町敦賀市
間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
福井県	大飯郡大飯町 小浜市 三方上中郡若狭町 三方郡美浜町 敦賀市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
小浜市	県道小浜インター線
福井県三方上中郡若狭町	県道上中田烏線

福井県三方上中郡若狭町	一般国道27号
福井県三方郡美浜町	一般国道27号

5. 工事に要する費用の概算額

(新) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
福井県大飯郡大飯町から 小浜市府中まで	約1,000億円
小浜市府中から 敦賀市まで	約2,200億円

(旧) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約3,080億円とする。

中国縦貫自動車道の吹田市真庭市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

府県名	市 町 村 名
大阪府	吹田市 豊中市 池田市
兵庫県	伊丹市 川西市 宝塚市 西宮市 神戸市 三木市 加東郡東条町 同郡社町 同郡滝野町 加西市 神崎郡福崎町 同郡香寺町 飾磨郡夢前町 宍粟郡安富町 宍粟市 佐用郡佐用町
岡山県	美作市 勝田郡勝央町 津山市 真庭市

2. 車線数

車線数は、次表のとおりとする。

区 間	車 線 数
吹田市から池田市まで	4 車線
池田市から三木市まで	6 車線

三木市から真庭市まで	4車線
------------	-----

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度
吹田市から宝塚市まで	100キロメートル／時
宝塚市から真庭市まで	80キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
吹田市	府道大阪中央環状線
豊中市及び池田市	一般国道176号及び府道大阪中央環状線
宝塚市	一般国道176号及び県道尼崎宝塚線
西宮市	県道高速北神戸線
西宮市	県道大沢西宮線
兵庫県加東郡滝野町	一般国道175号及び県道西脇三田線
兵庫県神崎郡福崎町	一般国道312号

宍粟市	一般国道 29 号
兵庫県佐用郡佐用町	一般国道 373 号
美作市	県道美作奈義線
津山市	一般国道 53 号
真庭市	一般国道 313 号

ロ 高速自動車国道法第 11 条の 2 第 2 項第 1 号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
神戸市	県道灘三田線
三木市	一般国道 428 号
兵庫県加東郡東条町	県道ひょうご東条インター線
加西市	県道中北条線
美作市	県道作東インター線
津山市	一般国道 179 号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約 2,460 億円
約 2,570 億円
とする。

中国縦貫自動車道の真庭市広島県山県郡北広島
町間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
岡山県	真庭市 新見市
広島県	庄原市 三次市 安芸高田市 山県郡北広島町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
真庭市下市瀬から同市下砦部まで	80キロメートル／時
真庭市下砦部から新見市まで	60キロメートル／時
新見市から広島県山県郡北広島町まで	80キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
真庭市	一般国道313号
新見市	一般国道180号
庄原市	一般国道182号
庄原市	一般国道432号
三次市	一般国道375号及び県道三次インター線
広島県山県郡北広島町	県道浜田八重可部線

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
安芸高田市	県道三次美土里線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約2,180億円
約2,160億円
とする。

中国縦貫自動車道の広島県山県郡北広島町周南市
間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
広島県	山県郡北広島町 広島市
	同郡安芸太田町 廿日市市
山口県	玖珂郡錦町
島根県	鹿足郡吉賀町
山口県	周南市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
広島市	一般国道191号

広島県山県郡安芸太田町	一般国道186号
廿日市市	一般国道186号
島根県鹿足郡吉賀町	一般国道187号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約3,640億円
約3,650億円とする。

山陽自動車道吹田山口線の神戸市三木市間の新設
 に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
兵庫県	神戸市 小野市 三木市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
神戸市	県道灘三田線
神戸市	一般国道28号
三木市	県道神戸社線
三木市	一般国道175号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約2,910億円
約2,940億円
とする。

山陽自動車道吹田山口線の三木市姫路市間の新設
 に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
兵庫県	三木市 小野市 加古川市 姫路市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
加古川市	県道加古川北インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,100億円
約1,110億円
 とする。

山陽自動車道吹田山口線の姫路市備前市間の新設
 に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
兵庫県	姫路市 飾磨郡夢前町 たつの市 相生市 赤穂市
岡山県	備前市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
姫路市からたつの市まで	100キロメートル/時
たつの市から備前市まで	80キロメートル/時

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるものの
 ほか、次表のとおりとする。但し、表中の「|たつの市

「一般国道 2 号及び県道竜野西インター線」のうち、
「及び県道竜野西インター線」については、高速自動車国道法第 1 1 条の 2 第 2 項第 1 号の規定による連結予定施設とする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
姫路市	一般国道 3 7 2 号及び一般国道 3 1 2 号
姫路市	一般国道 2 9 号
たつの市	県道網干竜野線
たつの市	一般国道 2 号及び県道竜野西インター線
赤穂市	県道岡山赤穂線
備前市	一般国道 2 号

ロ 高速自動車国道法第 1 1 条の 2 第 2 項第 1 号の規定
による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
たつの市	県道播磨新宮インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}2,430\text{億円}}{\text{約}2,990\text{億円}}$ とする。

山陽自動車道吹田山口線の岡山市倉敷市間の新設に関

する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
岡山県	岡山市 倉敷市

2. 車線数

車線数は、次表のとおりとする。

区間	車線数
岡山市から倉敷市浅原まで	6車線
倉敷市浅原から同市玉島長尾まで	4車線

工事は、岡山市から倉敷市浅原までは、さしあたり4車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
岡山市	一般国道53号
岡山市	一般国道180号
岡山県都窪郡早島町	一般国道2号及び一般国道30号
倉敷市	一般国道429号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,900億円
約1,910億円
とする。

山陽自動車道吹田山口線の倉敷市福山市間の新設
 に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
岡山県	倉敷市 浅口郡金光町 同郡鴨方町 同郡里庄町 笠岡市
広島県	福山市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
倉敷市	県道倉敷美袋線
岡山県浅口郡鴨方町	県道矢掛寄島線
笠岡市	県道笠岡井原線

福山市	一般国道182号
福山市	一般国道2号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約2,740億円
約2,750億円
とする。

山陽自動車道吹田山口線の福山市東広島市河内町
間の新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
広島県	福山市 尾道市 三原市 竹原市 東広島市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるものの
ほか、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
尾道市	一般国道184号
三原市	一般国道486号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
三原市	県道広島空港本郷線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,970\text{億円}}{\text{約}2,100\text{億円}}$ とする。

山陽自動車道吹田山口線の東広島市河内町東広島
市志和町間の新設に関する整備計画 新旧対照
新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
広島県	東広島市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
東広島市	一般国道432号及び県道広島空港線
東広島市	一般国道375号
東広島市	一般国道375号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約730億円}}{\text{約750億円}}$ とする。

設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
広島県	東広島市 広島市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
東広島市から広島市東区福田まで	80キロメートル/時
広島市東区福田から同市安佐南区緑井まで	100キロメートル/時

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
東広島市	県道志和インター線
広島市	県道広島中島線及び県道広島東インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,420\text{億円}}{\text{約}1,430\text{億円}}$ とする。

珂町間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
山口県	岩国市 玖珂郡玖珂町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
大竹市	一般国道2号
岩国市	一般国道2号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,180\text{億円}}{\text{約}1,190\text{億円}}$ とする。

131

山陽自動車道吹田山口線の周南市山口市間の新設

新
旧

に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
山口県	周南市 防府市 山口市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
周南市から山口市鑄銭司まで	100キロメートル/時
山口市鑄銭司から同市黒川まで	80キロメートル/時

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
周南市	一般国道2号
防府市	一般国道2号
山口市	一般国道2号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,490\text{億円}}{\text{約}1,500\text{億円}}$ とする。

に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
山口県	宇部市 山陽小野田市 下関市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
宇部市	一般国道490号及び県道山口宇部線
山陽小野田市	県道小野田山陽線
山陽小野田市	一般国道2号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約 } 990 \text{ 億円}}{\text{約 } 1,000 \text{ 億円}}$ とする。

間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
兵庫県	たつの市 相生市 宍粟市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
たつの市	県道播磨新宮インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,150\text{億円}}{\text{約}610\text{億円}}$ とする。

中国横断自動車道姫路鳥取線の兵庫県佐用郡佐用
町美作市間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
兵庫県	佐用郡佐用町
岡山県	美作市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
------	--------

美作市及び岡山県英田 郡西栗倉村	一般国道373号及び一般国 道429号
---------------------	------------------------

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約640億円}}{\text{約590億円}}$ とする。

中国横断自動車道姫路鳥取線の鳥取県八頭郡智頭
 町鳥取市間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
鳥取県	八頭郡智頭町 鳥取市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
 交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
鳥取県八頭郡智頭町から鳥取市河原町まで	80キロメートル/時
鳥取市河原町から同市本高まで	100キロメートル/時

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
------	--------

鳥取県八頭郡智頭町	一般国道373号
鳥取市	一般国道29号及び県道河原インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約 950億円
約1,200億円
とする。

中国横断自動車道岡山米子線の岡山市真庭市間の
 新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
岡山県	岡山市 総社市 加賀郡吉備中央町 高梁市 真庭市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、岡山県加賀郡吉備中央町から真庭市までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
岡山県加賀郡吉備中央町	一般国道484号

高梁市	県道高梁旭線
-----	--------

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,690億円
約1,870億円
とする。

中国横断自動車道岡山米子線の真庭市中河内真庭市蒜山西茅部間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
岡山県	真庭市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
真庭市	一般国道181号
真庭市	一般国道313号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,590\text{億円}}{\text{約}1,610\text{億円}}$ とする。

中国横断自動車道岡山米子線の真庭市蒜山西茅部

米子市間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
岡山県	真庭市
鳥取県	日野郡江府町 西伯郡伯耆町 同郡日吉津村 米子市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
真庭市	一般国道482号
鳥取県日野郡江府町	一般国道181号

鳥取県西伯郡伯耆町	県道倉吉江府溝口線
米子市	一般国道9号
米子市	県道皆生西原線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
真庭市蒜山西茅部から 米子市赤井手まで	約900億円
米子市赤井手から 同市東福原まで	約120億円 約150億円

新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
広島県	尾道市 世羅郡世羅町 三次市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
尾道市	一般国道486号
広島県世羅郡世羅町	一般国道432号
三次市	県道甲奴インター線
三次市	一般国道184号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約1,860億円}}{\text{約1,910億円}}$ とする。

新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
広島県	三次市 庄原市
島根県	雲南市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
庄原市	県道三次高野線
庄原市	県道三次高野線
雲南市	県道吉田掛合インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}2,150\text{億円}}{\text{約}2,340\text{億円}}$ とする。

新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
島根県	雲南市 松江市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
雲南市	県道三刀屋木次インター線
松江市	県道宍道インター線
松江市	一般国道9号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約 } 960 \text{ 億円}}{\text{約 } 1,020 \text{ 億円}}$ とする。

島市安佐北区間の新設に関する整備計画 新旧対
照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
広島県	広島市安佐南区 同市安佐北区

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
広島市	市道安佐南4区608号線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}590\text{億円}}{\text{約}600\text{億円}}$ とする。

島町浜田市旭町間の新設に関する整備計画 新旧
対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
広島県	山県郡北広島町
島根県	邑智郡邑南町 浜田市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるもののほ
か、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
------	--------

広島県山県郡北広島町	一般国道261号
------------	----------

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
島根県邑智郡邑南町	県道浜田八重可部線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約730億円}}{\text{約740億円}}$ とする。

に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
島根県	松江市 簸川郡斐川町 出雲市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
島根県簸川郡斐川町	県道斐川上島線
出雲市	県道出雲インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約660億円}}{\text{約880億円}}$ とする。

四国縦貫自動車道の美馬市脇町美馬市美馬町間の
 新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
徳島県	美馬市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
 交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
美馬市	一般国道438号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}470\text{億円}}{\text{約}480\text{億円}}$ とする。

四国縦貫自動車道の美馬市美馬町四国中央市金生
町間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
徳島県	美馬市 三好郡三野町 同郡三好町 同郡井川町 同郡池田町
愛媛県	四国中央市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
徳島県三好郡井川町	一般国道32号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約2,210億円
約2,220億円
とする。

四国縦貫自動車道の東温市伊予市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
愛媛県	東温市 松山市 伊予郡砥部町 伊予市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、松山市から伊予市までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
松山市	一般国道33号
伊予市	一般国道56号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,310\text{億円}}{\text{約}1,350\text{億円}}$ とする。

四国縦貫自動車道の伊予市大洲市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
愛媛県	伊予市 喜多郡内子町 大洲市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
愛媛県喜多郡内子町	一般国道56号
大洲市	一般国道56号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,280\text{億円}}{\text{約}1,290\text{億円}}$ とする。

四国横断自動車道阿南中村線の小松島市鳴門市間
 の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
徳島県	小松島市 徳島市 板野郡北島町 同郡 松茂町 鳴門市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
 交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
小松島市	一般国道55号
徳島市	県道徳島東インター線

5. 工事に要する費用の概算額

(新) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
小松島市から 徳島市まで	約 950億円
徳島市から 鳴門市まで	約1,670億円

(旧) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約2,940億円とする。

四国横断自動車道阿南中村線の鳴門市さぬき市間の
 の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
徳島県	鳴門市 板野郡板野町
香川県	東かがわ市 さぬき市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
 交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
鳴門市	一般国道11号及び一般国道28号

徳島県板野郡板野町	県道板野インター線
東かがわ市	県道白鳥引田線
東かがわ市	県道大内白鳥インター線
さぬき市	一般国道11号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,600億円
約1,610億円
とする。

四国横断自動車道阿南中村線の高松市前田東町高
松市中間町間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
香川県	高松市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
高松市	一般国道11号
高松市	県道中徳三谷高松線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,200\text{億円}}{\text{約}1,210\text{億円}}$ とする。

四国横断自動車道阿南中村線の善通寺市四国中央
市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
香川県	善通寺市 三豊市 観音寺市
愛媛県	四国中央市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
善通寺市	一般国道319号
三豊市	一般国道11号
観音寺市	一般国道11号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
三豊市	県道大見吉津仁尾線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,480億円
約1,490億円
とする。

長岡郡大豊町間の新設に関する整備計画 新旧対
照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
愛媛県	四国中央市
高知県	長岡郡大豊町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
四国中央市	県道川之江大豊線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}2,030\text{億円}}{\text{約}2,370\text{億円}}$ とする。

町南国市間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する^新市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
高知県	長岡郡大豊町 香美郡土佐山田町 南国市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
高知県長岡郡大豊町	一般国道439号
南国市	一般国道32号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,500億円
約1,620億円
とする。

郡いの町間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する^新市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
高知県	南国市 高知市 吾川郡いの町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、高知市から高知県吾川郡いの町までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
------	--------

高知市	一般国道 5 5 号及び県道高知北環状線
高知県吾川郡いの町	一般国道 3 3 号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,140\text{億円}}{\text{約}1,160\text{億円}}$ とする。

町須崎市間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する^新市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
高知県	吾川郡いの町 高知市 土佐市 須崎市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
土佐市	一般国道56号
須崎市	一般国道56号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約 } 980 \text{ 億円}}{\text{約 } 1,000 \text{ 億円}}$ とする。

郡窪川町間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する^新市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
高知県	須崎市 高岡郡中土佐町 同郡窪川町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
須崎市	一般国道56号
高知県高岡郡中土佐町	一般国道56号
高知県高岡郡窪川町	一般国道56号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約 } 950 \text{ 億円}}{\text{約 } 1,040 \text{ 億円}}$ とする。

四国横断自動車道内海大洲線の宇和島市西予市間の
の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
愛媛県	宇和島市 西予市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
宇和島市	一般国道56号及び県道宇和三間線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約640億円}}{\text{約700億円}}$ とする。

新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
愛媛県	西予市 大洲市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
西予市	県道宇和野村線
大洲市	一般国道56号及び一般国道197号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}560\text{億円}}{\text{約}620\text{億円}}$ とする。

160

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の北九州市福岡

新
旧

市間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
福岡県	北九州市 直方市 鞍手郡鞍手町
	宮若市 福津市 古賀市
	糟屋郡新宮町 同郡久山町 福岡市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
北九州市門司区から宮若市まで	100キロメートル／時
宮若市から福津市まで	80キロメートル／時
福津市から福岡市まで	100キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
北九州市	県道黒川白野江東本町及び市道北九州高速4号線
北九州市	一般国道10号及び市道北九州高速1号長野横代北町線
北九州市	一般国道322号
北九州市	一般国道200号及び市道金剛58号線
宮若市	県道室木下有木若宮線
古賀市	一般国道3号及び県道筑紫野古賀線

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
北九州市	県道新門司港大里線
福岡県鞍手郡鞍手町	県道直方鞍手線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}2,350\text{億円}}{\text{約}2,360\text{億円}}$ とする。

間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
福岡県	福岡市 糟屋郡粕屋町 同郡須恵町 同郡宇美町 大野城市 太宰府市 筑紫野市
佐賀県	三養基郡基山町
福岡県	小郡市
佐賀県	鳥栖市
福岡県	久留米市 八女郡広川町 八女市 筑後市 山門郡瀬高町 同郡山川町 三池郡高田町 大牟田市
熊本県	玉名郡南関町 同郡菊水町 山鹿市 鹿本郡植木町 合志市 菊池郡菊陽町 熊本市

2. 車線数

車線数は、次表のとおりとする。

区 間	車 線 数
福岡市から太宰府市まで	4 車線
太宰府市から久留米市まで	6 車線
久留米市から熊本市まで	4 車線

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区 間	設 計 速 度
福岡市から太宰府市まで	100キロメートル／時
太宰府市から久留米市まで	120キロメートル／時
久留米市から熊本市まで	100キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
福岡市	一般国道201号及び市道福岡高速4号多の津蒲田線
太宰府市	一般国道3号及び市道福岡高速2号西月隈水城線
鳥栖市	一般国道3号及び一般国道34号
久留米市	一般国道322号

筑後市	一般国道442号
熊本県玉名郡南関町	県道南関大牟田北線
熊本県玉名郡菊水町	県道玉名山鹿線
熊本県鹿本郡植木町	一般国道3号
熊本市	一般国道57号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
筑紫野市	県道筑紫野インター線
福岡県八女郡広川町	県道三潞上陽線
福岡県山門郡瀬高町	県道本吉小川線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,120\text{億円}}{\text{約}1,140\text{億円}}$ とする。

間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
熊本県	熊本市 上益城郡益城町
	同郡嘉島町 同郡御船町 同郡甲佐町
	下益城郡城南町 宇城市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、口の表に掲げるもののほか、次表のとおりとする

連結位置	連結予定施設
熊本県上益城郡御船町	一般国道445号
宇城市	一般国道218号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
熊本県上益城郡益城町	県道熊本益城大津線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}360\text{億円}}{\text{約}660\text{億円}}$ とする。

間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
熊本県	宇城市 八代郡氷川町 八代市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
八代市	一般国道3号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約310億円
約320億円
とする。

164

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の八代市えびの

新
旧

市間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
熊本県	八代市 球磨郡山江村 人吉市
宮崎県	えびの市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
八代市	一般国道3号
人吉市	県道人吉インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}3,730\text{億円}}{\text{約}3,770\text{億円}}$ とする。

木町鹿児島市間の新設に関する整備計画 新旧対
照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
鹿児島県	始良郡加治木町 同郡始良町 鹿児島市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。但し、表中「|鹿児島県始良郡加治木町|一般国道10号及び一般国道10号|」のうち、「|及び一般国道10号|」については、高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結予定施設とする。

連結位置	連結予定施設

鹿児島県始良郡加治木町	一般国道10号及び一般国道10号
鹿児島県始良郡始良町	県道麓重富停車場線
鹿児島市	県道鹿児島吉田線
鹿児島市	一般国道3号及び県道鹿児島北インター線
鹿児島市	一般国道3号及び県道指宿鹿児島インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}580\text{億円}}{\text{約}610\text{億円}}$ とする。

宮崎市間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
宮崎県	西諸県郡高原町 都城市 宮崎郡清武町 宮崎市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
都城市	一般国道10号
宮崎市	県道日南高岡線
宮崎市	一般国道220号及び県道宮崎インター佐土原線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,050\text{億円}}{\text{約}1,420\text{億円}}$ とする。

市中里町間の新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
長崎県	長崎市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
長崎市	県道長崎インター線
長崎市	県道長崎芒塚インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約600億円
約620億円
とする。

168

九州横断自動車道長崎大分線の鳥栖市日田市間の

新
旧

新設に関する整備計画 新旧対照

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
佐賀県	鳥栖市 三養基郡基山町
福岡県	小郡市 三井郡大刀洗町 甘木市 朝倉郡朝倉町 同郡杷木町
大分県	日田市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、次表のとおりとする。

区間	設計速度
鳥栖市から福岡県朝倉郡杷木町まで	100キロメートル／時
福岡県朝倉郡杷木町から日田市まで	80キロメートル／時

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
甘木市	県道馬田頓田線
福岡県朝倉郡朝倉町	県道甘木朝倉田主丸線
福岡県朝倉郡杷木町	一般国道386号
日田市	一般国道212号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
小郡市	県道久留米筑紫野線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,490億円
約1,500億円
とする。

九州横断自動車道長崎大分線の日田市大分県玖珠
郡玖珠町間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
大分県	日田市 玖珠郡玖珠町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
大分県玖珠郡玖珠町	県道玖珠天瀬線
大分県玖珠郡玖珠町	一般国道387号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約910億円
約930億円
とする。

九州横断自動車道長崎大分線の大分県玖珠郡玖珠
町由布市間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
大分県	玖珠郡玖珠町 同郡九重町 由布市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
大分県玖珠郡九重町	県道飯田高原中村線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約800億円
約820億円
とする。

九州横断自動車道長崎大分線の由布市大分市間の

新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
大分県	由布市 速見郡日出町
	別府市 大分市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
由布市	一般国道210号
大分県速見郡日出町	一般国道10号
別府市	県道別府一の宮線
大分市	県道大分臼杵線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,740\text{億円}}{\text{約}1,760\text{億円}}$ とする。

九州横断自動車道長崎大分線の大分市荏隈大分市
片島間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
大分県	大分市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

イ 連結位置及び連結予定施設は、ロの表に掲げるもののほか、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
大分市	一般国道10号及び一般国道210号

ロ 高速自動車国道法第11条の2第2項第1号の規定による連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
大分市	県道下世利寒田線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約660億円
約680億円
とする。

九州横断自動車道延岡線の熊本県上益城郡御船町
熊本県上益城郡山都町間の新設に関する整備計画

新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
熊本県	上益城郡御船町 同郡嘉島町 同郡益城町 同郡山都町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
熊本県上益城郡山都町	一般国道218号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約620億円
約390億円
とする。

東九州自動車道の北九州市福岡県京都郡豊津町間
 の新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
福岡県	北九州市 京都郡苅田町 行橋市 同郡豊津町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、福岡県京都郡苅田町から同郡豊津町までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
福岡県京都郡苅田町	県道新北九州空港線
行橋市及び福岡県京都郡豊津町	一般国道10号及び一般国道201号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,550\text{億円}}{\text{約}1,650\text{億円}}$ とする。

東九州自動車道の福岡県築上郡築上町宇佐市間の

新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
福岡県	築上郡築上町 豊前市 同郡上毛町
大分県	中津市 宇佐市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
福岡県築上郡築上町	一般国道10号
豊前市	県道犀川豊前線

中津市	一般国道 2 1 2 号
宇佐市	一般国道 1 0 号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,030億円
約1,050億円
とする。

東九州自動車道の大分市津久見市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
大分県	大分市 臼杵市 津久見市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、大分市宮河内から津久見市までは、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
大分市	一般国道197号
臼杵市	一般国道502号

津久見市

県道津久見インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,240億円
約1,290億円
とする。

東九州自動車道の津久見市佐伯市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
大分県	津久見市 佐伯市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
佐伯市	県道佐伯津久見線
佐伯市	一般国道388号

5. 工事に要する費用の概算額

(新) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、次表のとおりとする。

区 間	概 算 額
津久見市から 佐伯市上岡まで	約730億円
佐伯市上岡から 同市蒲江まで	約760億円

(旧) 供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,700億円とする。

東九州自動車道の佐伯市宮崎県東臼杵郡北川町間
の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
大分県	佐伯市
宮崎県	延岡市 東臼杵郡北川町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
延岡市	一般国道388号
宮崎県東臼杵郡北川町	一般国道10号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約 } 940 \text{ 億円}}{\text{約 } 1,060 \text{ 億円}}$ とする。

東九州自動車道の宮崎県東臼杵郡門川町西都市間
の新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
宮崎県	東臼杵郡門川町 日向市
	児湯郡都農町 同郡川南町 同郡高鍋町
	同郡新富町 西都市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
日向市及び宮崎県東臼杵郡門川町	一般国道10号及び一般国道327号

宮崎県児湯郡都農町	県道都農インター線
宮崎県児湯郡高鍋町	県道高鍋インター線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,910\text{億円}}{\text{約}2,280\text{億円}}$ とする。

東九州自動車道の西都市宮崎県宮崎郡清武町間の
 新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
宮崎県	西都市 宮崎市
	東諸県郡国富町 宮崎郡清武町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
 交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
西都市	県道西都インター線
宮崎市	一般国道10号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約860億円
約900億円
とする。

東九州自動車道の宮崎県宮崎郡清武町宮崎県南那珂郡北郷町間の新設に関する整備計画 新旧対照

新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
宮崎県	宮崎郡清武町 宮崎市 南那珂郡北郷町

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
宮崎県南那珂郡北郷町	県道日南高岡線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約740億円}}{\text{約440億円}}$ とする。

東九州自動車道の宮崎県南那珂郡北郷町日南市間
 の新設に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
宮崎県	南那珂郡北郷町 日南市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、
 交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
日南市	県道風田星倉線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約200億円}}{\text{約230億円}}$ とする。

東九州自動車道の志布志市曾於市間の新設に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
鹿児島県	志布志市 曾於郡大崎町 鹿屋市 曾於市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
志布志市	県道志布志福山線
鹿児島県曾於郡大崎町	県道東原大崎線

鹿屋市	県道鹿屋串良インター線
曾於市	県道垂水南之郷線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}1,380\text{億円}}{\text{約}1,620\text{億円}}$ とする。

東九州自動車道の曾於市霧島市間の新設に関する

整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
鹿児島県	曾於市 霧島市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

工事は、さしあたり2車線の完成をもって供用を開始し、交通量の増加に応じ残りの2車線を完成するものとする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間100キロメートル/時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
曾於市	一般国道10号
霧島市	一般国道10号
霧島市	一般国道10号及び県道隼人港線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約870億円}}{\text{約900億円}}$ とする。

沖縄自動車道のうるま市那覇市間の新設に関する

整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
沖縄県	うるま市 沖縄市
	中頭郡北中城村 同郡中城村
	宜野湾市 同郡西原町 浦添市
	島尻郡南風原町 那覇市

2. 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
沖縄市	一般国道329号
沖縄市	県道23号

沖縄県中頭郡北中城村	県道 3 5 号
浦添市	一般国道 3 3 0 号
沖縄県中頭郡西原町	一般国道 5 0 6 号
那覇市	県道那覇糸満線

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,390億円
約1,410億円
とする。

中央自動車道富士吉田線の上野原市大月市間の
改築に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
山梨県	上野原市 大月市

2. 車線数

車線数は、4車線を6車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,280億円
約1,290億円
とする。

中央自動車道西宮線の栗東市大津市間の改築に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
滋賀県	栗東市 草津市 大津市

2. 車線数

車線数は、4車線を6車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間120キロメートル／時とする。

4. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約500億円
約510億円
とする。

中央自動車道西宮線の京都市伏見区吹田市間の改
 築に関する整備計画 新旧対照 新
旧

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

府 名	市 町 村 名
京都府	京都市伏見区 同市南区 向日市 長岡京市 乙訓郡大山崎町
大阪府	三島郡島本町 高槻市 茨木市 吹田市

2. 車線数

車線数は、4車線を6車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間80キロメートル／時とする。

4. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
京都府乙訓郡大山崎町及 び八幡市	一般国道171号及び一般国 道478号
京都府乙訓郡大山崎町	一般国道478号

5. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、 $\frac{\text{約}5,660\text{億円}}{\text{約}5,670\text{億円}}$ とする。

第一東海自動車道の横浜市厚木市間の改築に関する整備計画 新旧対照 新旧

1. 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連 結 位 置	連 結 予 定 施 設
海老名市	一般国道468号及び市道53号

2. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,250億円
約1,540億円
とする。